

平成 2 8 年 3 月
平成 2 8 年 第 1 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 1号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第 2号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	5
報告第 3号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	9
議案第 1号	平成28年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 2号	平成28年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 3号	平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 4号	平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 5号	平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 6号	平成28年度栃木市下水道特別会計予算	別冊
議案第 7号	平成28年度栃木市農業集落排水特別会計予算	別冊
議案第 8号	平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算	別冊
議案第 9号	平成28年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第10号	平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案第11号	平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第12号	平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第13号	平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	別冊
議案第14号	平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算 （第3号）	別冊
議案第15号	平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第16号	平成27年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第17号	平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第18号	平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第19号	平成27年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第20号	栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	13
議案第21号	栃木市地域支え合い活動推進条例の制定について	16
議案第22号	栃木市いじめ防止対策推進条例の制定について	25
議案第23号	栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の 制定について	32

議案第24号	栃木市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第25号	栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第26号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第27号	栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第28号	栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	43
議案第29号	栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第30号	栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第31号	栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案第32号	栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	71
議案第33号	栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	108
議案第34号	栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について	113
議案第35号	栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	115
議案第36号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	117
議案第37号	栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について	124
議案第38号	栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	126
議案第39号	栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例の制定について	129
議案第40号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	131
議案第41号	栃木市集会所条例の一部を改正する条例の制定について	136
議案第42号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	138
議案第43号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	141

議案第44号	栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について	159
議案第45号	栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	164
議案第46号	都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について	167
議案第47号	市道路線の廃止について	169
議案第48号	市道路線の認定について	170
議案第49号	財産の無償貸付けについて	171
議案第50号	指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）	172
議案第51号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	173
議案第52号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	174
議案第53号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	175
議案第54号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	176
議案第55号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	177
議案第56号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	178
議案第57号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	179
議案第58号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	180

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成27年11月30日

栃木市長 鈴木俊美

平成27年9月11日、栃木市倭町地内において発生した公用車による交通事故に伴う人身部分の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

茨城県古河市地内居住者

2 損害賠償の額

111,805円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

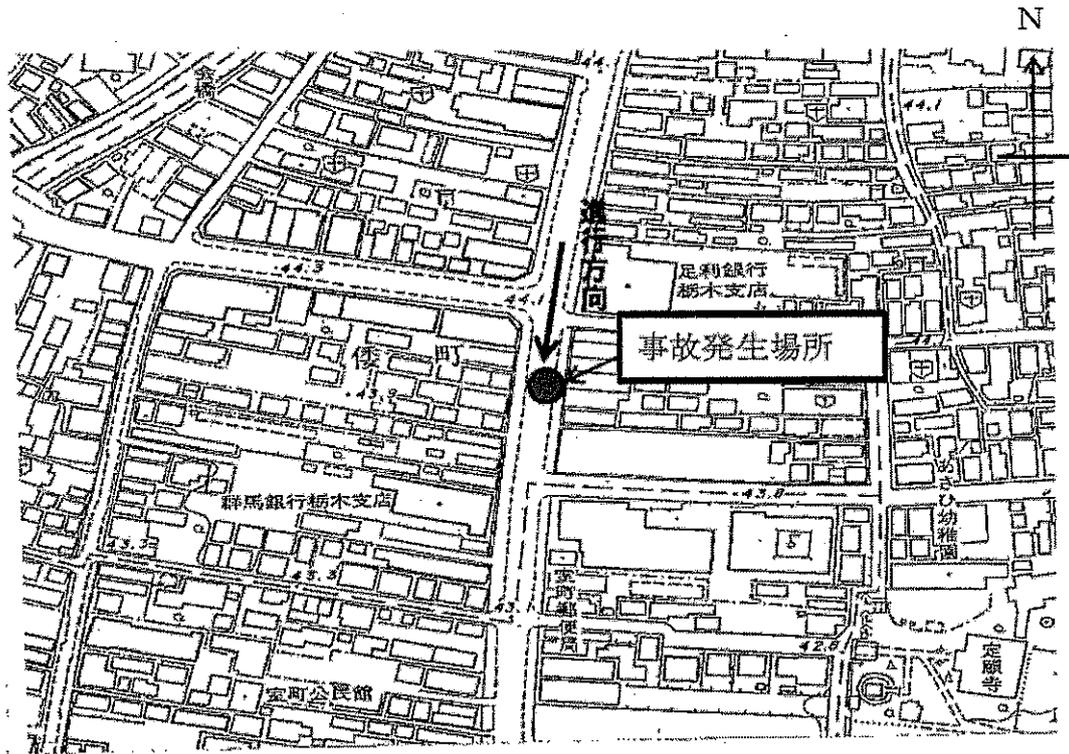
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

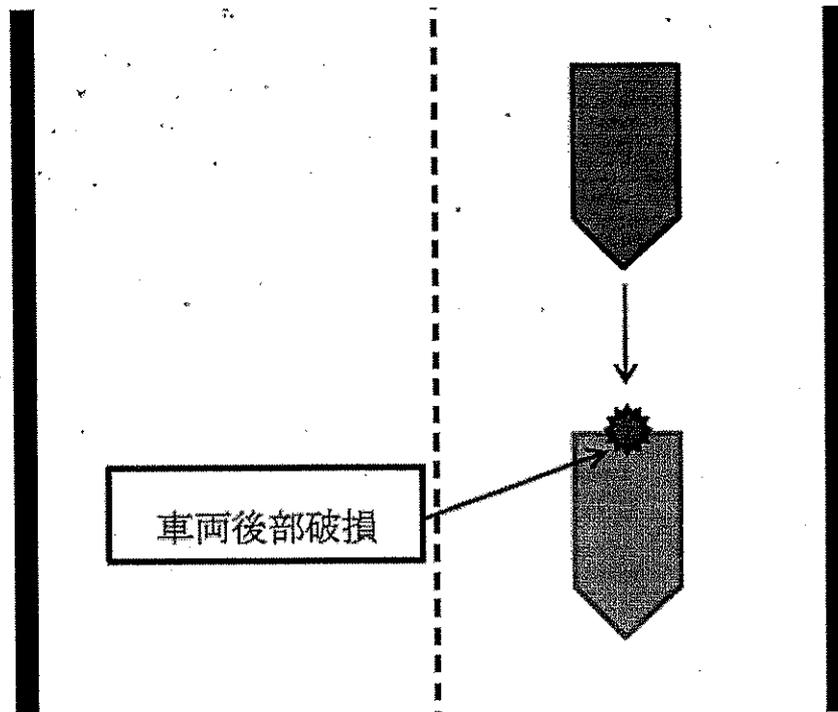
1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

【発生場所】



【発生状況】



前方を走行している車両が減速したことに気付かず、相手車両の後部に追突した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成27年12月25日

栃木市長 鈴木俊美

平成27年10月8日、栃木市大平町蔵井地内大平公民館駐車場において発生した樹木の枝の落下事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町富田地内居住者

2 損害賠償の額

334,984円

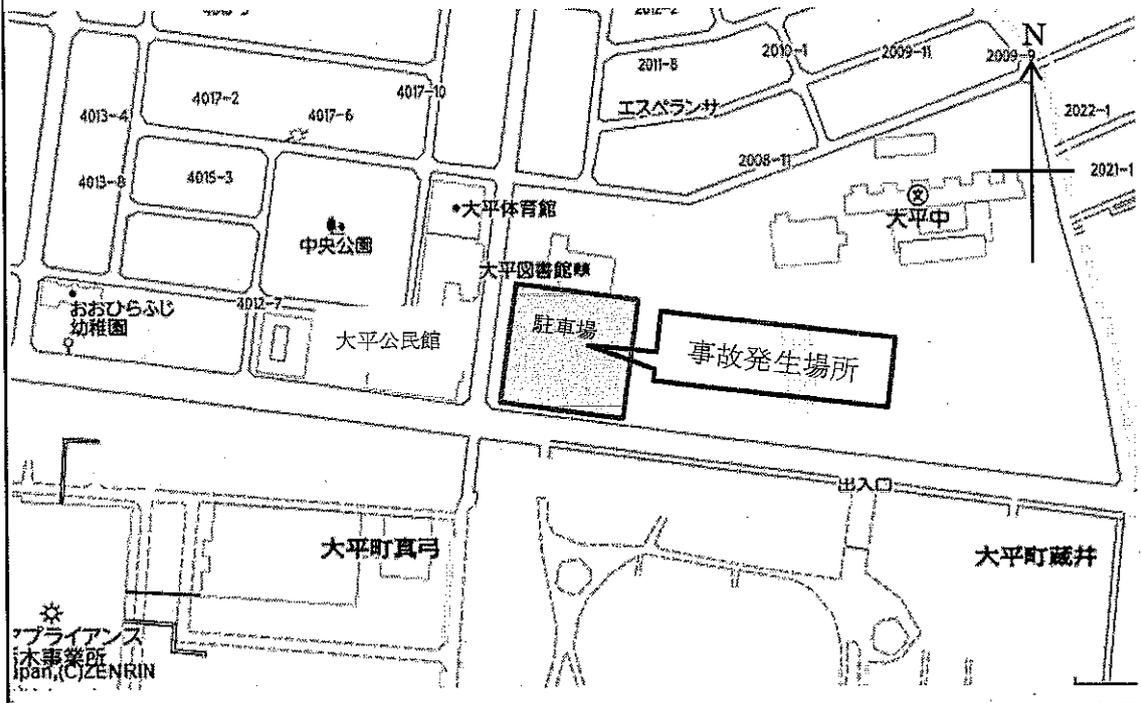
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

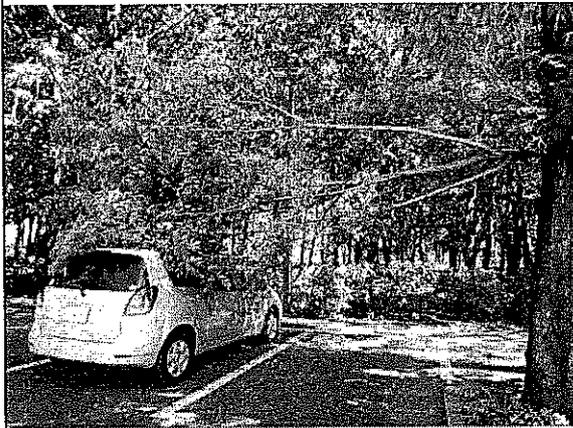
[参照条文]

報告第1号と同じ。

【発生場所】



【発生状況】



樹木の枯れた枝が落下し、駐車中の車両のルーフ及びフロントガラスを損傷させた。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

栃木市長 鈴木俊美

平成27年9月9日、栃木市惣社町地内において発生した排水樋門の管理に関する農地被害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市惣社町地内居住者

2 損害賠償の額

421,200円

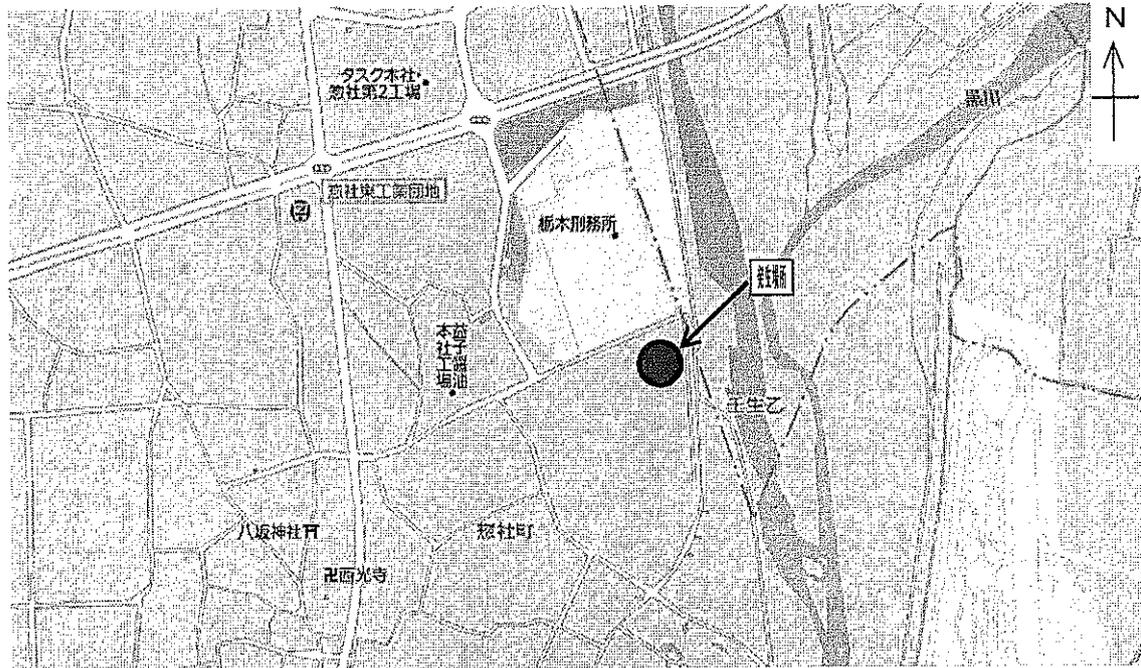
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

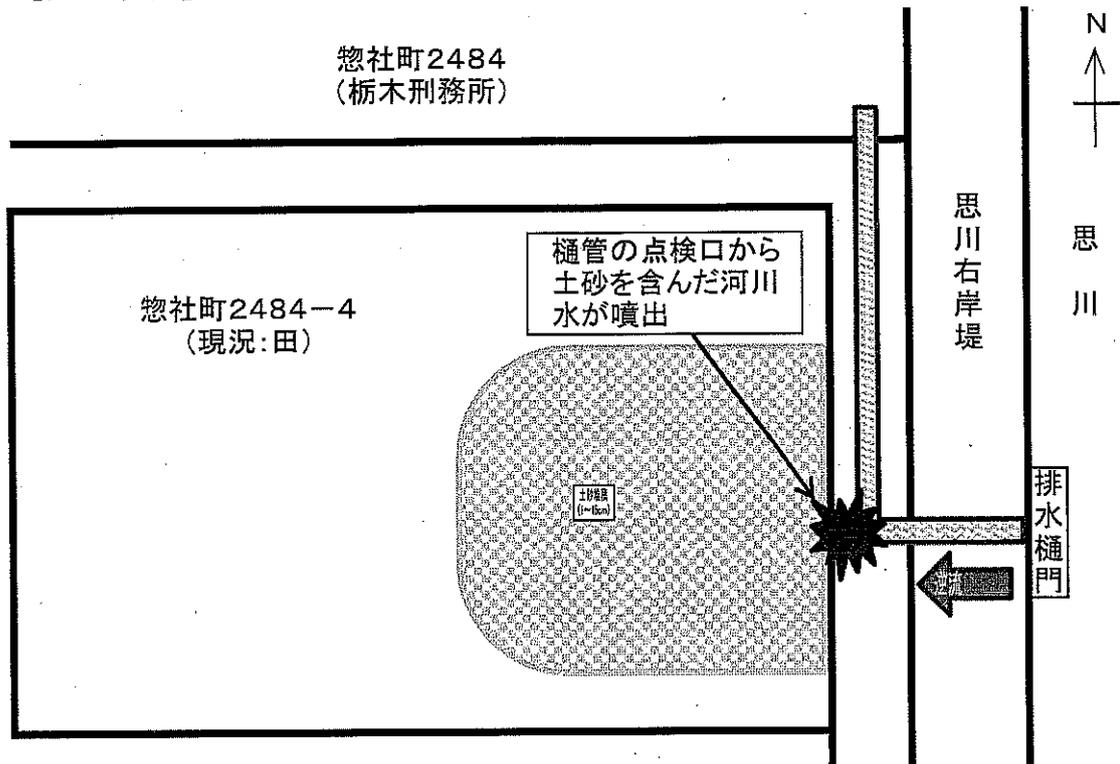
[参照条文]

報告第1号と同じ。

【発生場所】



【発生状況】



9月の関東・東北豪雨の際に、河川の増水に伴い、市が管理する思川右岸堤の排水樋門（排水用通路）より逆流し、堤内地の個人所有農地に大量の川砂等が堆積する被害が生じた。

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定
について

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を次のように制定
するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の特例を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(市長、副市長及び教育長の給料の特例)

第2条 市長、副市長及び教育長の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間における給料月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の算定の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合の教育長の平成28年4月1日から平成29年3月31日までににおける給料月額については、第2条の規定は適用せず、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成27年栃木市条例第1号）による廃止前の栃木市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成22年栃木市条例第54号）第2条第1項に定める額から当該額に100分の5を乗じ

て得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

栃木市地域支え合い活動推進条例の制定について

栃木市地域支え合い活動推進条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市地域支え合い活動推進条例

(目的)

第1条 この条例は、平常時、災害時を問わず、地域における支え合い活動が、支援を必要とする者に対する支援にとって有効であることに鑑み、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき事項等を定めることにより、支援を必要とする者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 支え合い活動 支援を必要とする者に対する次に掲げる活動

ア 日常的に生活の状況を見守る活動及びその活動に付随して行われる日常生活を支援するための活動

イ 市等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動

ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅

速に保護することができるようにするための活動

- (2) 支援を必要とする者 高齢者、障がい者その他の日常生活において地域における支援を必要とする者をいう。
- (3) 自治会等 自治会及び自治会以外でその構成員のために支え合い活動を行う団体であって、当該支え合い活動が自治会の行う支え合い活動に準ずると市長が認める団体で、かつ、規約の定めがあるものをいう。
- (4) 関係機関等 警察署、社会福祉協議会その他の市内において支え合い活動に関係する機関及び団体（自治会等を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が住み慣れた地域において社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、地域における支え合い活動が市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、その実現が図られるものでなければならない。

- 2 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者の意思を尊重するとともに、その尊厳に十分配慮して行われなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、市民、自治会等、関係機関等及び事業者における支え合い活動の連携が図られ、かつ、効果的に実施されるようにするため、地域における支え合い活動に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、支援を必要とする者を把握するとともに、地域における支え合い活動が円滑かつ効果的に行われるようにするため、支援を必要とする者の状況に関し必要な調査を実施し、支援を必要とする者に係る情報を収集するとともに、当該情報の効果的な利用を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自ら支え合い活動を主体的に行うよう努めるとともに、地域における支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、地域における支え合い活動の中心的主体であることを認識し、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、支え合い活動と自らの事業を連携させることにより、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その業務を通じて、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(団体等に対する情報の提供)

第9条 市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、次項に掲げる団体等（以下「団体等」という。）に対し、次に掲げる者（介護保険施設、障がい者施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項の特定施設等に入所又は入居し、当該施設等が生活の根拠となっている者を除く。）に係る情報（以下「情報」という。）を提供することができる。

- (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (5) 介護保険法の規定により要支援認定又は要介護認定を受けている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援を必要とすると認めた者

2 前項の規定により情報を提供することができる団体等は、次のとおりとする。

- (1) 自治会等
- (2) 民生委員
- (3) 栃木市高齢者ふれあい相談員
- (4) 栃木市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会
- (5) 警察署
- (6) 消防本部、消防署及び消防団
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前項第6号に掲げる者に対し支え合い活動を行う団体等のうち市長が必要と認めるもの

3 第1項の情報は、同項各号に掲げる者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び支援を必要とする事由並びに支え合い活動を行うに当たり市長が特に必要と認める情報とする。

4 第1項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

（65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報の提供）

第10条 市長は、団体等に対し前条第1項第1号に掲げる者に係る情報を

提供しようとするときは、その者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。ただし、規則で定めるところにより、支援を必要とする者の情報の提供の可否に対する意思の確認（以下「情報提供に係る意思の確認」という。）において、当該支援を必要とする者から不同意の申出があった場合は、当該支援を必要とする者に係る当該情報の提供を行ってはならない。

（身体障害者手帳の交付を受けている者等に係る情報の提供）

第11条 市長は、第9条第1項第2号から第5号までに掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、情報提供に係る意思の確認において、その者（その者が未成年者であるときは、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。））の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。

（市長が必要と認める者に係る情報の提供）

第12条 市長は、第9条第1項第6号に掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、その者（その者が、同項第2号から第4号までに掲げる者に準ずる者である場合においてその者が未成年者であるときはその保護者）からの申出があった場合でなければ、これを行ってはならない。

（2以上の号に該当する者に係る情報の提供）

第13条 第9条第1項第1号に掲げる者が同時に同項第2号から第6号までのいずれかに該当する者であるときは、当該支援を必要とする者は同項第1号の規定のみに該当する者として、第10条の規定を適用する。

（自治会等及び地区社会福祉協議会の申出）

第14条 市長は、自治会等又は地区社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、当該自治会等又は地区社会福祉協議会からの申出に基づ

き、これを行うものとする。

(協定の締結等)

第15条 市長は、団体等に対し情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供を受ける団体等と当該情報の取扱いに関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 提供する名簿の部数
- (2) 提供する情報の対象者が居住する区域
- (3) 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項
- (4) 情報の管理の方法に関する事項
- (5) 名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいがあった場合における措置
- (6) 協定に違反した場合の措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、情報の管理に関し必要な事項

3 市長は、協定の内容が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、協定を締結した相手方から提供した情報の管理に関し、報告を求め、又は提供した情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿管理者の届出)

第16条 協定を締結しようとする団体等は、提供を受けた情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）を選任し、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、協定の締結後、直ちに行うものとする。

3 協定を締結した団体等は、名簿管理者に変更があったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

(緊急時における協力の依頼等)

第17条 市長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、団体等又は市長が相当と認める者に対し、当該支援を必要とする者に係る情報を提供し、当該危険の回避その他の支え合い活動を依頼することができる。

(情報の安全管理)

第18条 名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 名簿管理者は、善良な管理者の注意をもって名簿を管理しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第19条 情報の提供を受けた団体等の代表者及び役員、機関の長並びに個人は、支え合い活動の用に供する目的以外の目的のために当該情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(支え合い活動の従事者の義務)

第20条 支え合い活動に従事する者は、当該支え合い活動により知り得た個人の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。支え合い活動を行わなくなった後も、また同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

栃木市いじめ防止対策推進条例の制定について

栃木市いじめ防止対策推進条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、児童生徒に対するいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する基本理念を定めるとともに、いじめの防止等の推進に関し基本となる事項を定めることにより、全ての児童生徒がいじめのない健やかで充実した生活を送ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒の行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
- (3) 市立学校 栃木市立学校設置条例（平成22年栃木市条例第206号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童生徒 学校に在籍又は市内に在住する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。

(6) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。

(7) 関係機関等 警察署、児童相談所その他の児童生徒のいじめの防止等
に
関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 市、学校、保護者及び市民は、児童生徒が互いの存在を尊重し、安心して生活できる社会となるよう、いじめについての理解を深め、いじめが行われないよう規範意識の醸成に努めなければならない。

2 市、学校、保護者及び市民は、それぞれの責務と役割を自覚し、相互に連携していじめの防止に取り組まなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、いじめを防止するための学校内の活動に主体的に取り組むことにより、安全で安心な学校生活を送ることができるように努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、児童生徒のいじめの防止等を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、設置者として、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第6条 市立学校は、第3条に規定する基本理念にのっとり、当該市立学校に在籍する児童生徒の保護者、市民及び関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等に組織的に取り組まなければならない。

2 市立学校の教職員は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、

適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための施策及び措置に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、地域における児童生徒の見守り等により、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(市いじめ防止基本方針の策定等)

第9条 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市は、市いじめ防止基本方針を策定したときは、速やかに公表するものとする。

(市立学校いじめ防止基本方針の策定等)

第10条 市立学校は、その市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「市立学校いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市立学校は、市立学校いじめ防止基本方針を策定したときは、速やかに公表するものとする。

(栃木市いじめ問題対策連絡協議会)

第 1 1 条 関係機関等の連携を図るため、法第 1 4 条第 1 項の規定により、栃木市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議するとともに、関係機関等の相互の連絡調整を図る。

(1) いじめの現状に対する対策及びいじめの未然防止に係る取組に関すること。

(2) 関係機関等の連携の推進に関すること。

3 連絡協議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) 教育又は人権に関し優れた識見を有する者

(2) 関係団体等が推薦する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市立学校の教職員

(5) 市の職員

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(栃木市いじめ問題対策専門委員会)

第12条 いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、栃木市いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(1) いじめの防止等のための対策に関すること。

(2) 法第28条第1項の規定による調査に関すること。

3 専門委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（栃木市いじめ問題再調査委員会）

第13条 法第30条第2項の規定により、栃木市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

2 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

3 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、当該調査が終了したときまでとする。

6 前各項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な

事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第14条 市は、いじめの防止等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第15条 市は、いじめの防止等のため、児童生徒、保護者、市民等が相談することができる体制を整備し、これを周知するものとする。

2 市立学校は、いじめの防止等のため、児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒及び保護者が相談することができる体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

第16条 市は、児童生徒、保護者、市民等に対して、いじめの防止等に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第17条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止等のための施策の遂行以外に用いてはならない。

2 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、いじめの防止等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を
定める条例の制定について

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条
例を次のように制定するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

栃木市農業委員会の選挙による委員の定数条例（平成22年栃木市条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の規定に基づき、栃木市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

（委員の定数）

第2条 農業委員会の委員の定数は、25人とする。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第3条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、78人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの農業委員会の委員の定数は、なお従前の例による。

（栃木市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例の廃止）

3 栃木市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委

員の定数に関する条例（平成22年栃木市条例第14号）は、廃止する。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 4 証人等の実費弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

栃木市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市特別会計条例の一部を改正する条例

栃木市特別会計条例（平成 22 年栃木市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 医療福祉モール特別会計に係る平成 27 年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成22年栃木市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同項第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同項第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第2条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定は、平成29年度に行う人事行政の運営の状況の報告（以下「報告」という。）から適用し、平成28年度に行う報告については、なお従前の例による。

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(栃木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合においては」を、「100分の45）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を加える。

附則第33項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.425）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	467,800
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	468,200
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	468,600
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	469,000
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	469,400
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	469,800
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	470,200
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	470,600
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	471,000	

55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				

	114		299,800						
	115		300,100						
	116		300,500						
	117		300,700						
	118		300,900						
	119		301,200						
	120		301,500						
	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600
29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	

30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600
31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300
32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900
33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300
34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000
35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700
36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300
37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700
38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400
39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100
40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800
41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200
42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800
43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500
44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100
45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900
46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100	
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400	
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700	
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000	
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300	
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600	
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900	
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100	
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400	
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700	
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000	
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200	
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500	
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800	
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100	
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300	
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600	
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900	
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200	
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400	
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700	
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000	
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300	
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500	
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300		
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600		
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800		

89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000		
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300		
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600		
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800		
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000		
94	299,400	323,000	349,400	383,000				
95	300,500	324,400	350,900	383,600				
96	301,800	325,700	352,400	384,100				
97	302,900	326,900	353,700	384,500				
98	304,100	328,200	354,900	384,900				
99	305,300	329,500	356,000	385,500				
100	306,500	330,800	357,200	386,000				
101	307,700	332,200	358,300	386,400				
102	308,700	333,100	359,400	386,900				
103	309,800	334,200	360,500	387,500				
104	310,800	335,400	361,700	388,000				
105	311,600	336,500	362,900	388,300				
106	312,200	337,600	363,400	388,700				
107	312,800	338,600	364,000	389,200				
108	313,500	339,700	364,600	389,500				
109	314,000	340,900	365,200	389,800				
110	314,500	341,900	365,700	390,300				
111	315,000	342,900	366,200	390,800				
112	315,600	343,800	366,700	391,300				
113	316,400	344,700	367,100	391,600				
114	317,100	345,600	367,500	392,100				
115	317,800	346,600	368,100	392,600				
116	318,500	347,600	368,600	393,100				
117	319,100	348,600	369,000	393,400				
118	319,900	349,100	369,500	393,900				
119	320,600	349,700	370,100	394,400				
120	321,400	350,300	370,600	394,900				
121	322,000	350,600	370,700	395,300				
122	322,300	351,000	371,300	395,800				
123	322,800	351,500	371,800	396,200				
124	323,300	351,900	372,200	396,700				
125	323,600	352,300	372,700	397,100				
126		352,700	373,200					
127		353,200	373,700					
128		353,600	374,200					
129		354,000	374,500					
130		354,400	375,000					
131		354,800	375,500					
132		355,200	376,000					
133		355,400	376,300					
134		355,900	376,800					
135		356,300	377,200					
136		356,600	377,600					
137		356,900	377,900					
138		357,300	378,400					
139		357,800	378,900					
140		358,300	379,400					
141		358,600	379,700					
142		359,100						
143		359,600						
144		360,100						
145		360,400						
再任用職員	240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 栃木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める」を「基準となる職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 行政職給料表等級別基準職務表（別表第3）
- (2) 消防職給料表等級別基準職務表（別表第4）

第3条に次の1項を加える。

3 等級別基準職務表に規定する職務に相当する職務で同表に規定のない職務の級は、規則で定める。

第4条第4項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加える。

第17条の4第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）」を「100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）」に改める。

附則第33項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）」を「100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）」に、「、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」に改める。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第3条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	主任の職務
4級	1 係長の職務 2 主査の職務
5級	副主幹の職務
6級	課長補佐の職務
7級	1 課長の職務 2 委員会等の事務局の次長の職務 3 主幹の職務

8 級	1 部長の職務
	2 委員会等の事務局の長の職務
	3 副部長の職務

備考 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第138条の4の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。

別表第4（第3条関係）

消防職給料表等級別基準職務表

職務の級	階級	基準となる職務
1 級	消防士	主事の職務
2 級	1 消防副士長 2 任命権者が特に定める困難な業務を処理する消防士	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3 級	消防士長	主任の職務
4 級	消防司令補	1 係長の職務 2 主査の職務
5 級	消防司令	1 副主幹の職務 2 副分署長の職務
6 級	任命権者が特に定める重要な業務を所掌する消防司令	1 課長の職務 2 課長補佐の職務 3 分署長の職務
7 級	消防司令長	1 消防本部次長の職務

		2 消防署長の職務 3 困難な業務を行う課長の職務 4 消防副署長の職務
8 級	消防監	消防長の職務

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」と」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級

給料	144,600	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
月額	円	円	円	円	円	円	円	円

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第10条第2項中「第17条第2項中「」の次に「、6月に支給する場
合においては、」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を
「、12月に支給する場
合においては」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

(栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年栃木市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第14条中「勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

(栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第6条 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年栃木市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(栃木市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 栃木市職員等の旅費に関する条例(平成22年栃木市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第

7条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の栃木市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 3 平成27年4月1日（以下この項において「切替日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、改正後の任期付職員条例別表第1の給料表に定める号給の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年栃木市条例第74号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7条の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正する条例

栃木市聖地公園管理基金条例（平成22年栃木市条例第90号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木市墓園管理基金条例

第1条中「栃木市聖地公園」を「栃木市墓園」に、「栃木市聖地公園管理基金」を「栃木市墓園管理基金」に改める。

第2条中「予算で定める金額」を「栃木市墓園の使用に係る永代使用料」に改める。

第6条中「栃木市聖地公園」を「栃木市墓園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第96条第1号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第62条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第62条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「指定通所介護」の次に「又は指定地域密着型通所介護」を加える。

第97条中「栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項」を「指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項」に、「第111条第1号において

同じ。」を「以下同じ。」に、「第192条第1項」を「第219条第1項」に、「第82条」を「第111条」に、「第191条」を「第218条」に、「第83条第1項又は第192条第1項」を「第112条第1項又は第219条第1項」に、「第83条第1項」を「第112条第1項」に改め、同条第1号中「第83条第1項又は第192条第1項」を「第112条第1項又は第219条第1項」に改め、「登録者をいう。」の次に「以下同じ。」を、「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「第83条第7項」を「第112条第7項」に改め、同条第2号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下同じ。」を「以下この号において同じ。」に改め、同条第3号中「第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号」を「第116条第2項第1号又は第223条第2項第1号」に改め、「食堂をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第4号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）と

みなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「第83条又は第192条」を「第112条又は第219条」に改める。

第111条第1号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「第83条第5項又は第192条第6項」を「第112条第5項又は第219条第6項」に改め、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）」を加え、同条第3号中「第87条第2項第2号ウ又は第196条第2項第2号ウ」を「第116条第2項第2号ウ又は第223条第2項第2号ウ」改める。

第150条第1号中「指定通所介護事業者」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者」を、「指定通所介護」の次に「又は指定地域密着型通所介護」を加え、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所

等」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「指定通所介護」の次に「又は指定地域密着型通所介護」を加える。

第150条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の

数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第112条又は第219条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第160条第1号中「指定通所介護事業者」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者」を、「指定通所介護」の次に「又は指定地域密着型通所介護」を加え、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「指定通所介護」の次に「又は指定地域密着型通所介護」を加える。

第160条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の

数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定に

より基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第112条又は第219条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

栃木市高齢者デイサービスセンター条例（平成22年栃木市条例第142号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例

第1条中「栃木市高齢者デイサービスセンター」を「栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ」に改める。

第2条の表を削り、同条に次のように加える。

名称 栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ

位置 栃木市大平町真弓1438番地

第4条中「及び休館日」を削り、「別表のとおり」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 32 号

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号）の一部を次のように改正
する。

目次中

「

第4節 運営に関する基準（第51条—第60条） を

」

「

第4節 運営に関する基準（第51条—第60条）

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第61条）

第2節 人員に関する基準（第62条・第63条）

第3節 設備に関する基準（第64条）

第4節 運営に関する基準（第65条—第79条）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備
及び運営に関する基準

に、

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第80条・第81条）

第2款 人員に関する基準（第82条・第83条）

第3款 設備に関する基準（第84条・第85条）

第4款 運営に関する基準（第86条—第97条）

」

「第4章」を「第5章」に、「第61条」を「第98条」に、「第62条—
第64条」を「第99条—第101条」に、「第65条—第67条」を「第

102条—第104条」に、「第68条—第81条」を「第105条—第110条」に、「第5章」を「第6章」に、「第82条」を「第111条」に、「第83条—第85条」を「第112条—第114条」に、「第86条・第87条」を「第115条・第116条」に、「第88条—第109条」を「第117条—第137条」に、「第6章」を「第7章」に、「第110条」を「第138条」に、「第111条—第113条」を「第139条—第141条」に、「第114条」を「第142条」に、「第115条—第129条」を「第143条—第157条」に、「第7章」を「第8章」に、「第130条」を「第158条」に、「第131条・第132条」を「第159条・第160条」に、「第133条」を「第161条」に、「第134条—第150条」を「第162条—第177条」に、「第8章」を「第9章」に、「第151条」を「第178条」に、「第152条」を「第179条」に、「第153条」を「第180条」に、「第154条—第178条」を「第181条—第205条」に、「第179条・第180条」を「第206条・第207条」に、「第181条」を「第208条」に、「第182条—第190条」を「第209条—第217条」に、「第9章」を「第10章」に、「第191条」を「第218条」に、「第192条—第194条」を「第219条—第221条」に、「第195条・第196条」を「第222条・第223条」に、「第197条—第203条」を「第224条—第230条」に改める。

第7条第5項第1号中「第152第12項」を「第179条第12項」に改め、同項第4号中「第83条第1項」を「第112条第1項」に改め、同項第5号中「第111条第1項」を「第139条第1項」に、「第65条第1項」を「第102条第1項」に、「第66条」を「第103条」に、「第83条第6項」を「第112条第6項」に、「第84条第3項」を「第11

3条第3項」に、「第85条」を「第114条」に改め、同項第6号中「第130条第1項」を「第158条第1項」に、「第65条第1項」を「第102条第1項」に、「第66条第1項」を「第103条第1項」に、「第83条第6項」を「第112条第6項」に改め、同項第7号中「第151条第1項」を「第178条第1項」に、「第65条第1項」を「第102条第1項」に、「第66条第1項」を「第103条第1項」に、「第83条第6項」を「第112条第6項」に改め、同項第8号中「第192条第1項」を「第219条第1項」に、「第5章から第8章まで」を「第6章から第9章まで」に改め、同条第12項中「第192条第10項」を「第219条第10項」に改める。

第15条中「及び第48条」を「、第65条、第87条及び第88条」に改める。

第17条及び第18条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第31条第2項及び第55条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第203条中「第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条」を「第70条、第72条、第75条、第76条、第117条から第120条まで、第123条から第125条まで、第127条、第128条及び第130条から第135条まで」に、「第203条」を「第230条」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第10章4節」と、第72条

中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に、「第90条」を「第119条」に、「第98条」を「第127条」に、「第107条」を「第135条」に、「第83条第6項」を「第112条第6項」に、「第192条第7項各号」を「第219条第7項各号」に改め、同条を第230条とする。

第202条第2項第3号中「第198条第6号」を「第225条第6号」に改め、同項第4号中「第199条第2項」を「第226条第2項」に改め、同項第5号中「第200条第10項」を「第227条第10項」に改め、同項第10号中「第106条第2項」を「第76条第2項」に改め、同条を第229条とする。

第201条を第228条とし、第200条を第227条とし、第199条を第226条とする。

第198条第9号中「第200条第1項」を「第227条第1項」に改め、同条を第225条とする。

第197条を第224条とする。

第9章第3節中第196条を第223条とし、第195条を第222条とする。

第9章第2節中第194条を第221条とし、第193条を第220条とし、第192条を第219条とする。

第191条中「第82条」を「第111条」に改め、第9章第1節中同条を第218条とする。

第9章を第10章とする。

第190条中「第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条まで」を「第70条、第74条、第76条第1項から第4項まで、第181条から第183条まで、第186条、第189条、第191条から第195条まで及び第199条から第204条まで」に、「第187条」を「第214条」に、「第73条第2項」を「第70条第2項」に、「第8章第5節」を「第9章第5節」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者と、「6月」とあるのは「2月」と」に改め、「第168条」を「第195条」に、「第159条」を「第186条」に、「第190条」を「第217条」に、「第158条第5項」を「第185条第5項」に、「第183条第7項」を「第210条第7項」に、「第178条」を「第205条」に、「第176条第3項」を「第203条第3項」に、「第177条第2項第2号」を「第204条第2項第2号」に、「第156条第2項」を「第183条第2項」に改め、第8章第5節第3款中同条を第217条とし、第182条から第189条までを27条ずつ繰り下げる。

第8章第5節第2款中第181条を第208条とする。

第8章第5節第1款中第180条を第207条とし、第179条を第206条とする。

第178条中「第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで」を「第70条、第74条及び第76条第1項から第4項まで」に、「第169条」を「第196条」に、「第73条第2項」を「第70条第2項」に、「第8章第4節」を「第9章第4節」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改め、第8章第4節中同条を第205条とする。

第177条第2項第2号中「第156条第2項」を「第183条第2項」に改め、同項第3号中「第158条第5項」を「第185条第5項」に改め、同項第7号中「第106条第2項」を「第76条第2項」に改め、同条を第204条とする。

第176条を第203条とし、第169条から第175条までを27条ずつ繰り下げる。

第168条中「第159条」を「第186条」に改め、同条第5号中「第158条第5項」を「第185条第5項」に改め、同条第6号中「第178条」を「第205条」に改め、同条第7号中「第176条第3項」を「第203条第3項」に改め、同条を第195条とする。

第167条を第194条とし、第158条から第166条までを27条ずつ繰り下げる。

第157条第1項中「第182条第1項及び第2項」を「第209条第1

項及び第2項」に改め、同条第3項第1号中「第182条第3項第1号」を「第209条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第182条第3項第2号」を「第209条第3項第2号」に改め、同条を第184条とする。

第156条を第183条とし、第155条を第182条とし、第154条を第181条とする。

第8章第3節中第153条を第180条とする。

第152条第3項ただし書中「第179条」を「第206条」に、「第188条第2項」を「第215条第2項」に改め、同条第4項中「第181条第1項第4号」を「第208条第1項第4号」に改め、同条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第16項中「第83条若しくは第192条」を「第112条若しくは第219条」に改め、第8章第2節中同条を第179条とする。

第151条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改め、第8章第1節中同条を第178条とする。

第8章を第9章とする。

第150条中「第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項まで」を「第70条、第74条、第75条、第76条第1項から第4項まで及び第129条」に、「第73条第2項」を「第70条第2項」に、「第7章第4節」を「第8章第4節」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」

とあるのは「2月」とに改め、第7章第4節中同条を第177条とする。

第149条第2項第2号中「第137条第2項」を「第164条第2項」に改め、同項第3号中「第139条第5項」を「第166条第5項」に改め、同項第4号中「第147条第3項」を「第174条第3項」に改め、同項第8号中「第106条第2項」を「第76条第2項」に改め、同条を第176条とする。

第148条を第175条とし、第141条から第147条までを27条ずつ繰り下げる。

第140条第1項中「第13.1条第1項第4号」を「第159条第1項第4号」に改め、同条を第167条とする。

第139条を第166条とし、第138条を第165条とし、第137条を第164条とする。

第136条を削り、第135条を第163条とする。

第134条第1項中「第146条」を「第173条」に改め、同条を第162条とする。

第7章第3節中第133条を第161条とする。

第7章第2節中第132条を第160条とする。

第131条第9項中「第83条」を「第112条」に、「第192条」を「第219条」に改め、同条を第159条とする。

第130条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改め、第7章第1節中同条を第158条とする。

第7章を第8章とする。

第129条を次のように改める。

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第70条、第75条、第76条第1項から第4項まで、第129条、第131条及び第134条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第151条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第129条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第132条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第6章第4節中第129条を第157条とする。

第128条第2項第2号中「第116条第2項」を「第144条第2項」に改め、同項第3号中「第118条第6項」を「第146条第6項」に改め、同項第7号中「第106条第2項」を「第76条第2項」に改め、同条を第156条とする。

第127条を第155条とし、第120条から第126条までを28条ずつ繰り下げる。

第119条第1項中「第111条第7項」を「第139条第7項」に改め、同条を第147条とする。

第118条を第146条とし、第115条から第117条までを28条ずつ繰り下げる。

第114条第2項中「第125条」を「第153条」に改め、第6章第3節中同条を第142条とする。

第6章第2節中第113条を第141条とし、第112条を第140条とする。

第111条第1項中「第114条」を「第142条」に改め、同条第4項中「第83条」を「第112条」に、「第192条」を「第219条」に改め、同条を第139条とする。

第110条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、第6章第1節中同条を第138条とする。

第6章を第7章とする。

第109条中「第73条、第75条及び第78条」を「第70条、第72条及び第74条から第76条まで」に、「第101条」を「第130条」に、

「第73条第2項」を「第70条第2項」に、「第5章第4節」を「第6章第4節」に、「第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を「第72条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と」に改め、第5章第4節中同条を第137条とする。

第108条第2項第4号中「第93条第6号」を「第122条第6号」に改め、同項第8号中「第106条第2項」を「次条において準用する第76

条第2項」に改め、同条を第136条とする。

第107条中「第83条第6項」を「第112条第6項」に改め、同条を第135条とする。

第106条を削り、第105条を第134条とし、第98条から第104条までを29条ずつ繰り下げる。

第97条第1項中「第83条第12項」を「第112条第12項」に改め、同条を第126条とする。

第96条を第125条とし、第89条から第95条までを29条ずつ繰り下げる。

第88条中「第83条第12項」を「第112条第12項」に、「第94条」を「第123条」に、「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め、同条を第117条とする。

第5章第3節中第87条を第116条とし、第86条を第115条とする。

第5章第2節中第85条を第114条とする。

第84条第2項中「第193条第1項」を「第220条第1項」に改め、同条第3項中「第194条」を「第221条」に、「第112条第2項、第113条及び第194条」を「第140条第2項、第141条及び第221条」に改め、同条を第113条とする。

第83条第8項中「第192条第1項」を「第219条第1項」に改め、同条第12項中「第97条」を「第126条」に改め、同条を第112条とする。

第5章第1節中第82条を第111条とする。

第5章を第6章とする。

第81条中「及び第54条」を「、第54条、第65条、第66条、第7

0条及び第72条から第77条まで」に、「第74条」を「第108条」に改め、「「認知症対応型通所介護従業者」と」の次に「、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第101条第4項」と」を加え、第4章第3節中同条を第110条とする。

第80条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第77条第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (6) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条を第109条とし、第75条から第79条まで及び第79条の2を削る。

第74条第4号中「第62条第2項」を「第99条第2項」に、「第66条第1項」を「第103条第1項」に改め、「第76条において同じ。」を削り、同条を第108条とする。

第73条を削る。

第72条第1項中「第63条」を「第100条」に、「第67条」を「第104条」に改め、同条を第107条とする。

第71条第4号中「第62条第1項」を「第99条第1項」に、「第65条第1項」を「第102条第1項」に改め、同条を第106条とする。

第70条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第105条とする。

第68条及び第69条を削る。

第67条第2項中「第63条第2項」を「第100条第2項」に改め、第4章第2節第2款中同条を第104条とする。

第66条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に、「第83条第7項」を「第112条第7項」に改め、同条を第103条とする。

第65条第1項中「第111条」を「第139条」に、「第131条」を「第159条」に、「第152条」を「第179条」に改め、同条を第102条とする。

第4章第2節第1款中第64条を第101条とし、第63条を第100条とする。

第62条第4項中「第64条第2項第1号ア」を「第101条第2項第1号ア」に改め、同条を第99条とする。

第61条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削り、第4章第1節中同条を第98条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第61条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第62条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当す

るものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従

事することができるものとする。

- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第63条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第64条 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、

相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第62条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型

通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第65条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第66条 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用

者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第67条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第68条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるもの

とする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第69条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第70条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第71条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第72条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第73条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第74条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第76条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言

等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第77条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第64条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第78条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第79条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第30条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第71条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」

と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第80条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第90条に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第81条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪

問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第82条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(管理者)

第83条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第84条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介

護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第85条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第86条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第93条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第91条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第94条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付

して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第88条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第89条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第90条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達

成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（緊急時等の対応）

第91条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びそ

の家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第94条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第92条 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5. 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従事者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第93条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第94条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、あらかじめ、当該緊急時対応医療機関との間で必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第95条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第96条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

- (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第77条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第97条 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第66条（第3項第2号を除く。）、第67条及び第72条から第77条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第72条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第85条第4項」と、読み替えるものとする。

附則第2項中「第63条第2項」を「第100条第2項」に、「第67条第2項」を「第104条第2項」に改める。

附則第3項中「第114条第1項」を「第142条第1項」に改める。

附則第4項中「第114条第4項」を「第142条第4項」に改める。

附則第5項及び第6項中「第153条第1項第7号ア」を「第180条第1項第8号ア」に改める。

附則第7項中「第153条第1項第8号及び第181条第1項第4号」を「第180条第1項第9号及び第208条第1項第4号」に改める。

附則第8項中「第152条第4項」を「第179条第4項」に改める。

附則第9項中「第153条第1項第2号ア」を「第180条第1項第2号ア」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、同法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から改正後の栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第112条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、改正後の条例第116条第1項に規定する宿泊室を設けることができる。

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第62条第1項」を「第99条第1項」に改め、同条7項中「第62条第1項から第6項まで」を「第99条第1項から第6項まで」に改める。

第8条第5項中「第64条第1項から第3項まで」を「第101条第1項から第3項まで」に改める。

第9条第1項中「第111条第1項」を「第139条第1項」に、「第130条第1項」を「第158条第1項」に、「第151条第1項」を「第178条第1項」に、「第65条第1項」を「第102条第1項」に、「第111条、第131条若しくは第152条」を「第139条、第159条若しくは第179条」に改め、同条第2項中「第65条第1項」を「第102条第1項」に改める。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第40条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び

第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項に次の1号を加える。

- (6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第45条第1項中「第83条第1項」を「第112条第1項」に、「第82条」を「第111条」に改め、同条第7項及び第8項中「第192条第1

項」を「第219条第1項」に改め、同条第13項中「第83条第1項から第12項」を「第112条第1項から第12項」に改める。

第46条第2項中「第193条第1項」を「第220条第1項」に改め、同条第3項中「第194条」を「第221条」に改める。

第48条第1項中「第83条第1項」を「第112条第1項」に改める。

第49条第5項中「第87条第1項から第4項まで」を「第116条第1項から第4項まで」に改める。

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第65条第2項第8号中「第63条第2項」を「次条において準用する第40条第2項」に改める。

第66条中「及び第39条」を「から第40条まで」に改め、「読み替えるものとする」の前に「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とを加える。

第72条第1項中「第111条第1項」を「第139条第1項」に、「第110条」を「第138条」に、同条第4項中「第83条」を「第112条」に、同条第10項中「第111条第1項から第10項まで」を「第139条第1項から第10項まで」に改める。

第75条第7項中「第114条第1項から第6項まで」を「第142条第1項から第6項まで」に改める。

第86条第2項第7号中「第63条第2項」を「第40条第2項」に改め

る。

第87条中「第39条」の次に「、第40条」を加え、「、第62条及び第63条」を「及び第62条」に改め、「、第57条中」の前に「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「第60条中」を「第60条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」に改め、「、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

栃木市勤労青少年ホーム条例（平成22年栃木市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図ることを目的として、勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条第1項の規定に基づき」を「図るため」に改める。

第5条第1号及び第2号中「35歳以下」を「40歳未満」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年栃木市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第14条中「勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第2の41の項を次のように改める。

<p>41 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建</p>	<p>長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 次に掲げる審査の区分1及び2に定める金額を合算した金額</p> <p>1 長期優良住宅建築等計画の認定申請の審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>ア 当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、(2)及び43の項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建て住宅の場合 18,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>申請1件につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5戸以内のもの</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>5戸を超え10戸以内</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>10戸を超え30戸以内</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>30戸を超え50戸以内</td> <td>177,000円</td> </tr> <tr> <td>50戸を超え100戸以内</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>100戸を超え200戸以内</td> <td>563,000円</td> </tr> <tr> <td>200戸を超えるもの</td> <td>790,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ア以外のうち品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の添付があった場合 次に掲げる場合の区分</p>	建築物全体の戸数	申請1件につき	5戸以内のもの	35,000円	5戸を超え10戸以内	57,000円	10戸を超え30戸以内	100,000円	30戸を超え50戸以内	177,000円	50戸を超え100戸以内	306,000円	100戸を超え200戸以内	563,000円	200戸を超えるもの	790,000円
建築物全体の戸数	申請1件につき																
5戸以内のもの	35,000円																
5戸を超え10戸以内	57,000円																
10戸を超え30戸以内	100,000円																
30戸を超え50戸以内	177,000円																
50戸を超え100戸以内	306,000円																
100戸を超え200戸以内	563,000円																
200戸を超えるもの	790,000円																

築等計
画の認
定

に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建て住宅の場合 19,000円

(イ) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額

建築物全体の戸数	申請1件につき
5戸以内のもの	57,000円
5戸を超え10戸以内	92,000円
10戸を超え30戸以内	174,000円
30戸を超え50戸以内	302,000円
50戸を超え100戸以内	477,000円
100戸を超え200戸以内	874,000円
200戸を超えるもの	1,204,000円

ウ ア及びイ以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建て住宅の場合 45,000円

(イ) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額

建築物全体の戸数	申請1件につき
5戸以内のもの	107,000円
5戸を超え10戸以内	171,000円
10戸を超え30戸以内	337,000円
30戸を超え50戸以内	605,000円
50戸を超え100戸以内	1,041,000円
100戸を超え200戸以内	1,923,000円
200戸を超えるもの	2,742,000円

(2) (1)以外の場合

ア 当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建て住宅の場合 26,000円

(イ) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額

建築物全体の戸数	申請1件につき
----------	---------

5戸以内のもの	49,000円
5戸を超え10戸以内	80,000円
10戸を超え30戸以内	141,000円
30戸を超え50戸以内	247,000円
50戸を超え100戸以内	428,000円
100戸を超え200戸以内	787,000円
200戸を超えるもの	1,104,000円

イ ア以外の場合

(ア) 一戸建て住宅の場合 63,000円

(イ) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

建築物全体の戸数	申請1件につき
5戸以内のもの	149,000円
5戸を超え10戸以内	240,000円
10戸を超え30戸以内	472,000円
30戸を超え50戸以内	846,000円
50戸を超え100戸以内	1,455,000円
100戸を超え200戸以内	2,688,000円
200戸を超えるもの	3,833,000円

2 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査 次に掲げる審査の区分(1)、(2)及び(3)に定める金額を合算した金額

(1) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

申出部分の床面積の合計	申出1件につき
30平方メートル以内のもの	9,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内	15,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内	23,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内	37,000円
500平方メートルを超え1,0	66,000円

00平方メートル以内	
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	94,000円
2,000平方メートルを超え1 0,000平方メートル以内	190,000円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内	310,000円
50,000平方メートルを超えるもの	560,000円

- (2) 法第6条の3第1項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性を有する場合

適合性判定部分の床面積の合計	適合性判定1棟につき
1,000平方メートル以内のもの	115,350円
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	143,700円
2,000平方メートルを超え1 0,000平方メートル以内	157,350円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内	199,350円
50,000平方メートルを超えるもの	337,950円

イ ア以外の場合

適合性判定部分の床面積の合計	適合性判定1棟につき
1,000平方メートル以内のもの	166,800円
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	222,450円
2,000平方メートルを超え1 0,000平方メートル以内	255,000円
10,000平方メートルを超え	336,900円

	50,000平方メートル以内	
	50,000平方メートルを超えるもの	619,350円

(3) 法第87条の2の規定に基づく建築設備に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 1基の建築設備ごとに15,000円（小荷物専用昇降機については7,000円）

別表第2の43の項を次のように改める。

<p>43 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定</p>	<p>長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 長期優良住宅普及促進法第5条第1項又は第3項の規定に基づく申請により長期優良住宅建築等計画の認定を受けた場合 次に掲げる審査の区分(1)及び(2)に定める金額を合算した金額</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請の審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 新築の場合</p> <p>(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 41の項1(1)アに規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(イ) (ア)以外の場合のうち品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の添付があった場合 41の項1(1)イに規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)以外の場合 41の項1(1)ウに規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 41の項1(2)アに規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 41の項1(2)イに規定する金額</p>
---	--

の2分の1に相当する金額

(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査 次のア、イ及びウに掲げる金額を合算した金額

ア 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、41の項2(1)に規定する金額

イ 法第6条の3第1項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定 41の項2(2)に規定する金額

ウ 法第87条の2の規定に基づく建築設備に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあっては41の項2(3)に規定する金額

2 長期優良住宅普及促進法第5条第2項の規定に基づく申請により長期優良住宅等計画の認定を受けた場合 1に規定する額を当該変更の申請に係る認定申請対象住戸数で除して得た金額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）

別表第2の44の項中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「品確法」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例

栃木市建築審査会条例（平成22年栃木市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第1条中「組織」の次に「、委員の任期」を加える。

第10条を第11条とし、第3条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合であっても、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成22年
栃木市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第1に次のように加える。

千塚産業団地地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された 小山栃木都市計画千塚産業団地地区計画の区域のう ち、地区整備計画が定められた区域
静戸中央西地区整 備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された 小山栃木都市計画静戸中央西地区地区計画の区域の うち、地区整備計画が定められた区域

別表第2中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表下皆川・富田地区整備
計画区域の項中「市道0503号線」を「市道23015号線」に改め、同
表栃木駅南部地区整備計画区域の項中「市道0583号線」を「市道210
06号線」に改め、同表に次のように加える。

千塚 産業 団地 地区 整備 計	全 地 区	次に掲げる建築物以外の もの (1) 工場 (2) 倉庫 (3) 店舗（ただし、地区 内で製造された工場 製品の販売を目的と し、床面積500平方 メートル以下のもの に限る。） (4) 事務所		1, 00 0平 方メ ートル	地区境界線 （隅切部分 を除く。）ま での距離は、 2メートル 以上とし、道 路境界線（隅 切部分を除 く。）及び隣 地境界線ま での距離は
---------------------------------	-------------	---	--	-----------------------------	--

画 区 域		(5) 車庫 (6) 前各号の建築物に 附属するもの (7) 変電施設			1メートル 以上とする。	
静 戸 中 央 西 地 区 整 備 計 画 区 域	全 地 区	次に掲げる建築物以外の もの (1) 工場（ただし、法別 表第2（ぬ）項第1号 に掲げるものを除 く。） (2) 倉庫（ただし、法別 表第2（ぬ）項第2号 に掲げるものを除 く。） (3) 事務所 (4) 車庫 (5) 前各号の建築物に 附属するもの		1, 00 0平 方メ ートル	地区境界線、 道路境界線 及び水路境 界線（管理用 道路を含 む。）までの 距離は、2メ ートル以上 とし、隣地境 界線までの 距離は1メ ートル以上 とする。	地盤 か ら の 10 メ ー ト ル 以 下 と す る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例

栃木市藤岡遊水池会館条例（平成22年栃木市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表中会議室の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成23年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号級	給料月額（円）
1	153,600
2	155,100
3	156,600
4	158,100
5	159,800
6	161,700
7	163,500
8	165,300
9	167,100
10	169,200
11	171,200
12	173,200
13	175,200
14	177,400
15	179,600
16	181,800
17	184,100
18	186,700

19	189,200
20	191,700
21	194,200
22	195,900
23	197,600
24	199,300
25	200,800
26	202,400
27	204,000
28	205,500
29	207,200
30	208,900
31	210,600
32	212,300
33	213,800
34	215,500
35	217,200
36	218,900
37	220,400
38	222,100
39	223,800
40	225,500
41	227,100
42	228,800
43	230,400
44	232,000
45	233,700
46	235,200
47	236,600
48	238,000
49	239,400
50	240,800
51	242,300
52	243,500

53	244,700
54	246,100
55	247,400
56	248,600
57	249,900
58	251,100
59	252,200
60	253,400
61	254,800
62	256,100
63	257,300
64	258,300
65	259,300
66	260,700
67	262,200
68	263,700
69	265,300
70	266,800
71	268,300
72	269,800
73	271,000
74	272,200
75	273,500
76	274,800
77	276,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払い)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の栃木市任期付

市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける市費負担教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった市費負担教職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される市費負担教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該市費負担教職員には、教育委員会規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

(教育委員会規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

栃木市集会所条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市集会所条例の一部を改正する条例

栃木市集会所条例（平成22年栃木市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「（栃木市集会所運営委員会）」に改め、同条第1項中「集会所運営委員会」を「栃木市集会所運営委員会」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会は、委員38人以内をもって組織する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成22年栃木市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条第1項中「はしご消防ポンプ自動車、通信、火災出動、救急等の業務に従事する職員及び救急救命士」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 火災、救助、自然災害その他の災害に出動し現場活動に従事したとき。
- (2) 救急業務に従事したとき。
- (3) 地上10メートル以上の高所において消防業務に従事したとき。
- (4) 潜水作業に従事したとき。
- (5) 緊急消防援助隊として消防業務に従事したとき。
- (6) 大型免許によるポンプ車等の機関員の業務に従事したとき。

第8条第2項中「月額3,000円」を「1回の勤務につき1,000円」に、「1回350円」を「1回の出動につき1,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた特殊勤務手当について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた特殊勤務手当については、なお従前の例に

よる。

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

栃木市火災予防条例（平成23年栃木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種類			入力	離隔距離（c m）				備考
				上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が80℃以上のもの	—	2500	2000	3000	2000	
		使用温度が30℃以上80℃未満のもの	—	1500	1500	2000	1500	
		使用温度が30℃未満のもの	—	1000	1000	1000	1000	
	開放炉以外	使用温度が80℃以上のもの	—	2500	2000	3000	2000	
		使用温度が30℃以上80℃未満のもの	—	1500	1000	2000	1000	
		使用温度が30℃未満のもの	—	1000	500	1000	500	
ふろがま	気体燃料 不燃以外 半密閉式 浴室設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	2.1kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては4.2kW以下）	—	15注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0c mとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2c mと
		内がま	2.1kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあ	—	—	60	—	

		つては 4 2 k W以下)				する。
浴室外 設置	外がまでバーナ ー取り出し口の ないもの	2 1 kW 以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ つては当該バ ーナーが 7.0 kW 以下であ つて、かつ、 ふろ用バーナ ーが 2 1 kW 以下)	—	1 5	1 5	1 5
	外がまでバーナ ー取り出し口の あるもの	2 1 kW 以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ つては当該バ ーナーが 7 0 kW 以下であ つて、かつ、 ふろ用バーナ ーが 2 1 kW 以下)	—	1 5	6 0	1 5
	内がま	2 1 kW 以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ つては当該バ ーナーが 7 0 kW 以下であ つて、かつ、 ふろ用バーナ ーが 2 1 kW 以下)	—	1 5	6 0	—
密閉式		2 1 kW 以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ つては当該バ ーナーが 7 0 kW 以下であ つて、かつ、	—	2 注	2	2

				ふろ用バーナーが21kW以下)				
		屋外用		21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	45注	—	45
			内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	—	—
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	45	—	45
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であ	—	45	—	45

			って、かつ、 ふろ用バーナ ーが21kW 以下)						
		内がま	21kW以下 (ふろ用以外 のバーナを もつものに あつては当 該バーナが 70kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナが 21kW以下 以下)						
		密閉式	21kW以下 (ふろ用以外 のバーナを もつものに あつては当 該バーナが 70kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナが 21kW以下 以下)		2 注		2		
		屋外用	21kW以下 (ふろ用以外 のバーナを もつものに あつては当 該バーナが 70kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナが 21kW以下 以下)	3 0	4 5		4 5		
液体 燃料	不燃以外		39kW以下	6 0	1 5	1 5	1 5		
	不燃		39kW以下	5 0	5		5		
	上記に分類されないもの			6 0	1 5	6 0	1 5		
温気	不	半	バーナ 強制対流型	19kW以下	4	4	6	4	注1:風道を

風体 暖燃 房料 機	燃 以 外 ・ 不 燃	密 閉 式 ・ 密 閉 式	一 が 隠 ぺい			5	5	0	5	使用する ものにあ っては1 5cmと する。 注2:ダクト 接続型以 外の場合 は100 cmとす る。				
				液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温 風 を 前 方 向 に 吹 き 出 す もの	2.6kW以下		1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5
									2.6kWを超 え7.0kW以 下		1 0 0	1 5 0	1 0 0	1 5 注 1
									温 風 を 全 周 方 向 に 吹 き 出 す もの		2.6kW以下	1 0 0	1 5 0	1 5 0
						密 閉 式		強 制 給 排 気 型	2.6kW以下		6 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0
				不 燃	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温 風 を 前 方 向 に 吹 き 出 す もの	7.0kW以下	8 0		5	—	5	
								温 風 を 全 周 方 向 に 吹 き 出 す もの	2.6kW以下		8 0	1 5 0	—	1 5 0
								強 制 排 気 型	2.6kW以下		5 0	5	—	5
								密 閉 式	強 制 給 排 気 型		2.6kW以下	5 0	5	—
				上記に分類されないもの					—		1 0 0	6 0 0	6 0 注 2	6 0
厨 房 設 備	不 燃 以 外	開 放 式	組 込 型 こ ん ろ ・ グ リ ル 付 こ ん ろ ・ グ リ ド ル 付 こ ん ろ 、 キャ ビ ネ ット 型 こ ん ろ ・ グ リ ル 付 こ	1.4kW以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注	1 5 注	注:機器本体 上方の側 方又は後 方の離隔 距離を示 す。				

		んろ・グリドル 付こんろ						
		据置型レンジ	2.1 kW以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注	
不 燃	開放式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	1.4 kW以下	8 0	0	—	0	
		据置型レンジ	2.1 kW以下	8 0	0	—	0	
上 記 に 分 類 さ れ な い も の		使用温度が80 0℃以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0	
		使用温度が30 0℃以上80 0℃未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0	
		使用温度が30 0℃未満のもの	—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0	
ボ イ ラ 一 料	不 燃 以 外	開放式	フードを付けな い場合	7 kW以下	4 0	4 5	4 5	
			フードを付ける 場合	7 kW以下	1 5	4 5	4 5	
	半密閉式		1.2 kWを超 え4.2 kW以 下	—	1 5	1 5	1 5	
			1.2 kW以下	—	4 5	4 5	4 5	
	密閉式		4.2 kW以下	4 5	4 5	4 5	4 5	
	屋外用		フードを付けな い場合	4.2 kW以下	6 0	1 5	1 5	1 5
			フードを付ける 場合	4.2 kW以下	1 5	1 5	1 5	1 5
	不	開放式	フードを付けな	7 kW以下	3	4	—	4.

燃			い場合		0	5		5		
			フードを付ける場合	7 kW以下	10	45	—	45		
		半密閉式			4.2 kW以下	—	45	—	45	
						4	45	—	45	
		屋外用		フードを付けない場合	4.2 kW以下	30	45	—	45	
				フードを付ける場合	4.2 kW以下	10	45	—	45	
液体燃料	不燃以外			1.2 kWを超え7.0 kW以下	60	15	15	15		
				1.2 kW以下	40	45	15	45		
	不燃				1.2 kWを超え7.0 kW以下	50	5	—	5	
					1.2 kW以下	20	15	—	15	
	上記に分類されないもの				2.3 kWを超える	120	45	15	45	
					2.3 kW以下	120	30	10	30	
ス ト 燃 料	不 燃 以 外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	30	60	10	45	注：熱対流方向が一方 向に集中 する場合 は60cm とする。
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	1.9 kW以下	60	45	45	45	
		不	開放式	バー	壁掛け型、	7 kW以下	1	18	8	

外
沸料
設備

		フードを付ける 場合	7 kW以下	1 5	4 5	4 5	4. 5
	瞬間型	フードを付けない 場合	1 2 kW以下	4 0	4 5	4 5	4. 5
		フードを付ける 場合	1 2 kW以下	1 5	4 5	4 5	4. 5
	半密閉式		1 2 kW以下	—	4 5	4 5	4. 5
	密閉式	常圧貯蔵型	1 2 kW以下	4 5	4 5	4 5	4. 5
	瞬間型	調理台型	1 2 kW以下	—	0	—	0
		壁掛け型、据置 型	1 2 kW以下	4 5	4 5	4 5	4. 5
	屋外用	フードを付けない 場合	1 2 kW以下	6 0	1 5	1 5	1 5
		フードを付ける 場合	1 2 kW以下	1 5	1 5	1 5	1 5
不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない 場合	7 kW以下	3 0	4 5	— 4. 5
			フードを付ける 場合	7 kW以下	1 0	4 5	— 4. 5
	瞬間型	フードを付けない 場合	1 2 kW以下	3 0	4 5	—	4. 5
		フードを付ける 場合	1 2 kW以下	1 0	4 5	—	4. 5
	半密閉式		1 2 kW以下	—	4 5	—	4. 5
	密閉式	常圧貯蔵型	1 2 kW以下	4 5	4 5	—	4. 5
		瞬間型	調理台型	1 2 kW以下	—	0	—
			壁掛け型、据置 型	1 2 kW以下	4 5	4 5	—

					5	5			
		屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	30	45	—	4.5	
			フードを付ける場合	12kW以下	10	45	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外		12kW以下	40	45	15	4.5	
		不燃		12kW以下	20	15	—	1.5	
給湯設備	気体燃料	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
				瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15
		密閉式		常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	45	45	45	4.5
			瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	45	45	45	4.5
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
	フードを付ける場合			12kWを超え42kW以下	15	15	15	15	
	瞬間型		フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
			フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15	
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	45	—	4.5
	瞬間型			12kWを超え	—	45	—	4.5	

					え 7 0 k W 以 下		5		5		
	密閉式		常圧貯蔵型		1 2 k W を超 え 4 2 k W 以 下	4 5	4 5	—	4. 5		
			瞬間型	調理台型	1 2 k W を超 え 7 0 k W 以 下	—	0	—	0		
				壁掛け型、据置 型	1 2 k W を超 え 7 0 k W 以 下	4 5	4 5	—	4. 5		
	屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない 場合	1 2 k W を超 え 4 2 k W 以 下	3 0	4 5	—	4. 5		
				フードを付ける 場合	1 2 k W を超 え 4 2 k W 以 下	1 0	4 5	—	4. 5		
			瞬間型	フードを付けない 場合	1 2 k W を超 え 7 0 k W 以 下	3 0	4 5	—	4. 5		
				フードを付ける 場合	1 2 k W を超 え 7 0 k W 以 下	1 0	4 5	—	4. 5		
	液体燃料		不燃以外		1 2 k W を超 え 7 0 k W 以 下	6 0	1 5	1 5	1 5		
			不燃		1 2 k W を超 え 7 0 k W 以 下	5 0	5	—	5		
			上記に分類されないもの		—	6 0	1 5	6 0	1 5		
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 k W 以下	1 0 0	3 0 0	1 0 0	4. 5	注 1 : 熱対流 方向が一 方向に集 中する場 合にあっ ては 6 0 c m とす る。 注 2 : 方向性 を有する ものにあ っては 1 0 0 c m
				バーナーが露出	全周放射型	7 k W 以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	
				バーナーが隠	自然対流型	7 k W 以下	1 0 0	4 5	4 5	4. 5	
				バーナーが隠	強制対流型	7 k W 以下	4	4	6	4.	

とする。

		ペ い			5	5	0	5	
不 燃	開 放 式	パ ー ナ ー が 露 出	前方放射型	7 kW以下	8 0	1 5	8 0	4 5	
			全周放射型	7 kW以下	8 0	8 0	8 0	8 0	
		パ ー ナ ー が 隠 ぺ い	自然対流型	7 kW以下	8 0	4 5	4 5	4 注 5 1	
			強制対流型	7 kW以下	4 5	4 5	6 0	4 5	
液 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	放射型		7 kW以下	1 0 0	5 0 0	1 0 0	2 0 0
			自然対流型		7 kWを超え 12 kW以下	1 5 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
					7 kW以下	1 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
		強 制 対 流 型	温風を前方向に 吹き出すもの		12 kW以下	1 0 0	1 5 0	1 0 0	1 5 0
			温風を全周方向 に吹き出すもの		7 kWを超え 12 kW以下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0
					7 kW以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
不 燃	開 放 式	放射型		7 kW以下	8 0	3 0	—	5	
		自然対流型		7 kWを超え 12 kW以下	1 2 0	1 0 0	—	1 0 0	
				7 kW以下	8 0	3 0	—	3 0	
		強 制	温風を前方向に 吹き出すもの		12 kW以下	8 0	5	—	5

				対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12 kW以下	80	150	—	150			
						7 kW以下	80	100	—	100			
				固体燃料			100	50注2	50注2	50注2			
調理器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8 kW以下	100	150	150	150	注：機器本体上方の側方又は後方の距離を示す。		
					卓上型こんろ(2口以上)・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	100	150注	150	150注			
				バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 kW以下	100	150	150		150	
					加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7 kW以下	50	45	45		45	
						卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7 kW以下	15	45	45		45	
						炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7 kW以下	30	100	100		100	
					圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	100	100	100			
				不燃	開放式	バーナが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8 kW以下	80	0		—	0
							卓上型こんろ(2口以上)・グリル付	14 kW以下	80	0		—	0

				こんろ・グリドル付こんろ						
		バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 kW以下	80	0	—	0	
		バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7 kW以下	30	45	—	45	
		バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7 kW以下	10	45	—	45	
				炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7 kW以下	15	45	—	45	
				圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	45	—	45	
移動式	液体燃	不燃以外			6 kW以下	100	15	15	15	
こんろ	燃料	不燃			6 kW以下	80	0	—	0	
		固体燃料			—	100	30	30	30	
電気温風器	電気	不燃以外			2 kW以下	45	45	45	45	注:温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。
		不燃			2 kW以下	0	0	—	0	
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 kW以下(1口当たり2 kWを超え3 kW以下)	100	20	20	20	注1:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電
						—	20	—	20	

	のものに限る。)		4.8 kW以下(1口当たり1 kWを超え2 kW以下)	—	1 0 注 2	—	1 0 注 2	磁誘導加熱式調理器の場合、発熱体の外周からの距離)を示す。 注2: 機器本体上方又は後方の側方又は後方の距離(この部分が電磁誘導加熱式調理器における発熱体の外周からの距離)を示す。
				1 0 0	2	2	2	
				—	1 5 注 1	—	1 5 注 1	
				—	1 0 注 2	—	1 0 注 2	
				1 0 0	2	2	2	
				—	1 0 注 1 注 2	—	1 0 注 1 注 2	
	この部分が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8 kW以下(1口当たり3.3 kW以下)	1 0 0	2	2	2		
			—	1 0 注 2	—	1 0 注 2		
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る)	この部分が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 kW以下(1口当たり3 kW以下)	8 0	0	—	0	
				—	0 注 1 注 2	—	0 注 1 注 2	
		この部分が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8 kW以下(1口当たり3.3 kW以下)	8 0	0	—	0	
				—	0 注 2	—	0 注 2	
電	不燃以外	2 kW以下	1	4	4	4.	注: 排気口面	

気 天 火				0	5	5	5	にあって は10c mとする。
	不燃		2kW以下	1 0	4 5 注	—	4 5 注	
電 子 レ ン ジ	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	1 0	4 5 注	4 5 注	4 5 注	注:排気口面 にあって は10c mとする。
	不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	1 0	4 5 注	—	4 5 注	
電 気 ス ト ー ブ	不燃以外	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	1 0 0	3 0 0	1 0 0	4 5 0	
		全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	
		自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	1 0 0	4 5 0	4 5 0	4 5 0	
	不燃	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	8 0	1 5	—	4 5	
		全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	8 0	8 0	—	8 0	
		自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	8 0	0	—	0	

電 氣 乾 燥 器	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4 5	4 5	4 5	4 5	
	不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0	
電 氣 乾 燥 機	不燃以外	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥 機	3 kW以下	4 5	4 5	4 5	4 5	注1：前面に 排気口を 有する機 器にあっ ては0 c mとする。 注2：排気口 面にあっ ては4.5 c mとす る。
	不燃	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥 機	3 kW以下	4 5 注 1	0 注 2	— 注 2	0 注 2	
電 氣 温 水 器	不燃以外	温度過昇防止 装置を有する もの	10 kW以下	4 5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止 装置を有する もの	10 kW以下	0	0	—	0	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の
制定について

栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 栃木市固定資産評価審査委員会条例（平成22年栃木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14

条とし、第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条を第13条とし、同条に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第

1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

2 手数料は、書面を交付したとき、納付書により徴収する。

（手数料の減免）

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事由を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第2条 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年栃木市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、栃木市固定資産評価審査委員会条例第4条の改正規定中「第4条第3項」を「第3条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の栃木市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年栃木市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会	会長	年額	756,000	〃	を
	会長職務代理者	〃	552,000	〃	
	委員	〃	480,000	〃	

」

「

農業委員会	会長	年額	1,020,000	〃	に
	会長職務代理者	〃	720,000	〃	
	委員	〃	600,000	〃	
	農地利用最適化 推進委員	〃	300,000	〃	

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の場合においては、この条例による改正後の栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条
例を廃止する条例の制定について

都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条例を廃止す
る条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例

都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条例（平成17年都賀町条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 級幹線

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
別冊、栃木市道路線廃止調書及び廃止路線網図のとおり			

2 級幹線

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
別冊、栃木市道路線廃止調書及び廃止路線網図のとおり			

その他路線

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
別冊、栃木市道路線廃止調書及び廃止路線網図のとおり			

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を市道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

1級幹線

路線名	起点	終点	重要な経過地
別冊、栃木市道路線認定調書及び認定路線網図のとおり			

2級幹線

路線名	起点	終点	重要な経過地
別冊、栃木市道路線認定調書及び認定路線網図のとおり			

その他路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
別冊、栃木市道路線認定調書及び認定路線網図のとおり			

財産の無償貸付けについて

とちぎメディカルセンター敷地として、次の財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

1 財産の表示

種別	所 在	面 積
土地	栃木市大平町川連字牛久塚 4 2 0 番 1 他 7 筆	12,284.05 m ²
	栃木市境町 5 番 2、5 番 3 の各一部	4,150.59 m ²

2 無償で貸付けする期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

3 無償貸付けの相手方 栃木市祝町 4 番 25 号

一般財団法人とちぎメディカルセンター

代表理事理事長 麻生 利正

4 無償貸付けの条件

無償で貸付ける土地は、とちぎメディカルセンター敷地として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木地区急患センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市境町27番21号

名称 栃木市医師会

代表者 会長 齊藤 伸夫

3 指定期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市藤岡町藤岡 5 0 7 0 番地

氏 名 西脇 はるみ

生年月日 昭和 3 2 年 5 月 6 日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市片柳町4丁目1番20号

氏 名 諏訪 晃

生年月日 昭和19年1月3日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市大平町下高島539番地2

氏 名 石崎 政男

生年月日 昭和25年11月6日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市藤岡町赤麻404番地1

氏 名 高際 一夫

生年月日 昭和30年1月26日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市都賀町大柿 209 番地 2

氏 名 柏倉 喜三久

生年月日 昭和 22 年 9 月 12 日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市藤岡町藤岡5112番地1
氏 名 大橋 光男
生年月日 昭和23年7月15日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市藤岡町都賀459番地

氏 名 小林 純子

生年月日 昭和26年6月7日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年2月26日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市大宮町1572番地2

氏 名 癸生川 壯

生年月日 昭和22年4月13日

